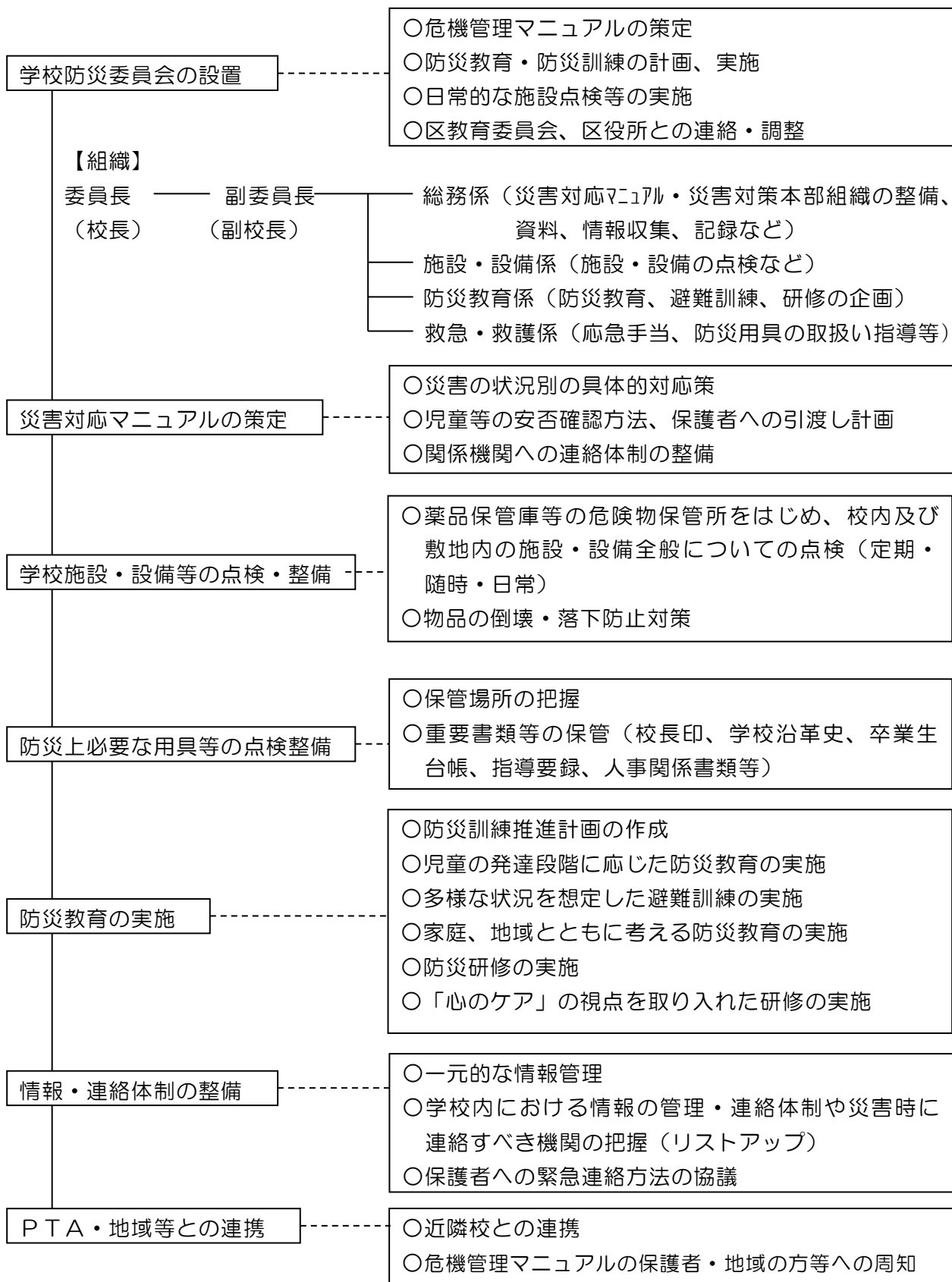


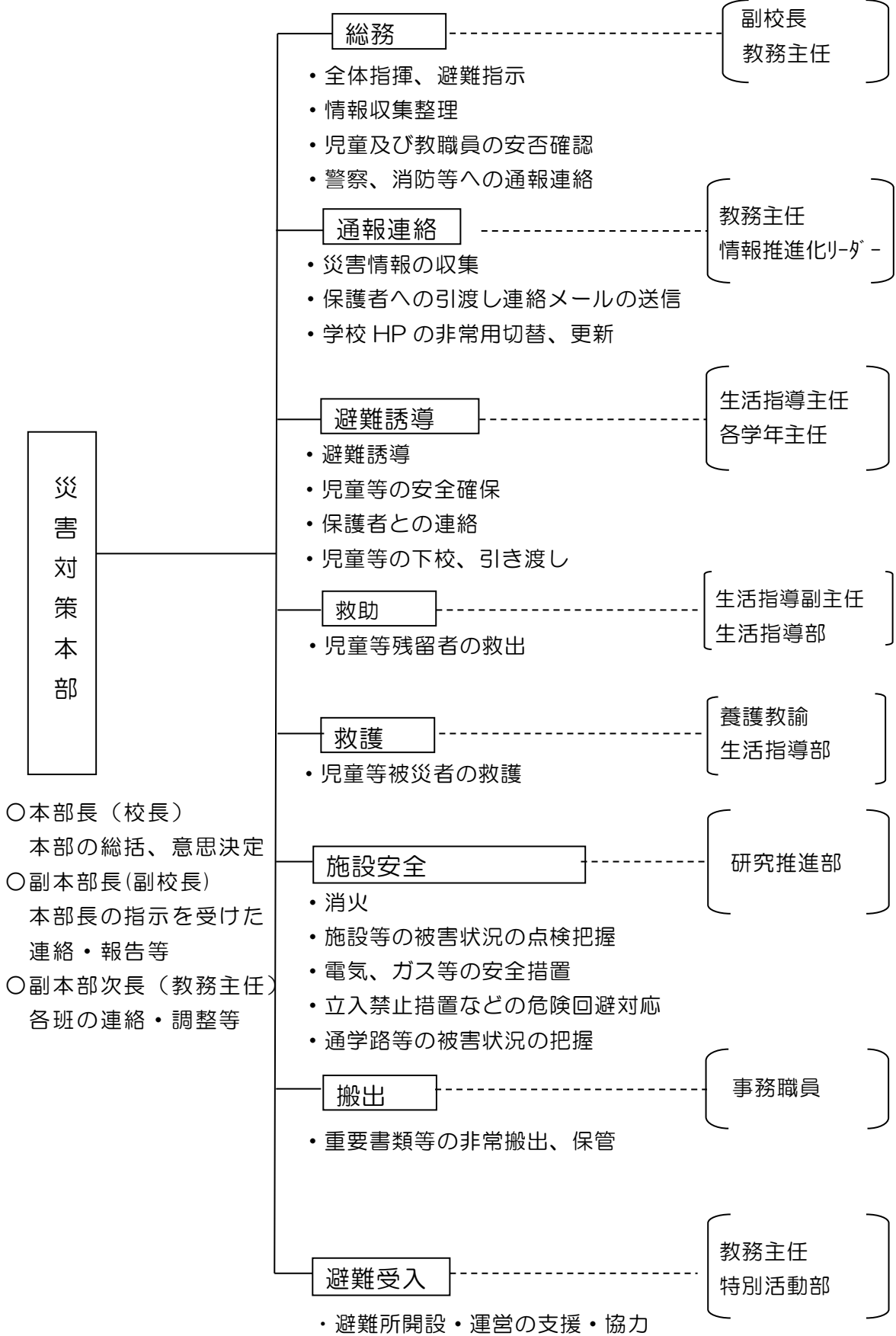
地震

1 日常的な学校防災活動

A-①



2 学校災害対策本部組織



3 現状及びリスクの把握

本校は、江戸川区の西に位置している。海拔-2 mであり、河川の氾濫による水害が予想される地域である。

校舎は平成9年に建設されたもので、新耐震基準を満たしている。本校は、集合住宅地に囲まれており、周囲には高層の建物も多い。そのため地震発生後、通学路の安全や、火災の有無を確認したうえで下校指示を出す必要がある。また近くには都営地下鉄新宿線の東大島駅があり、複数のバス停も近いことから、避難所開設の際は、多くの避難者が来校する可能性が予想される。

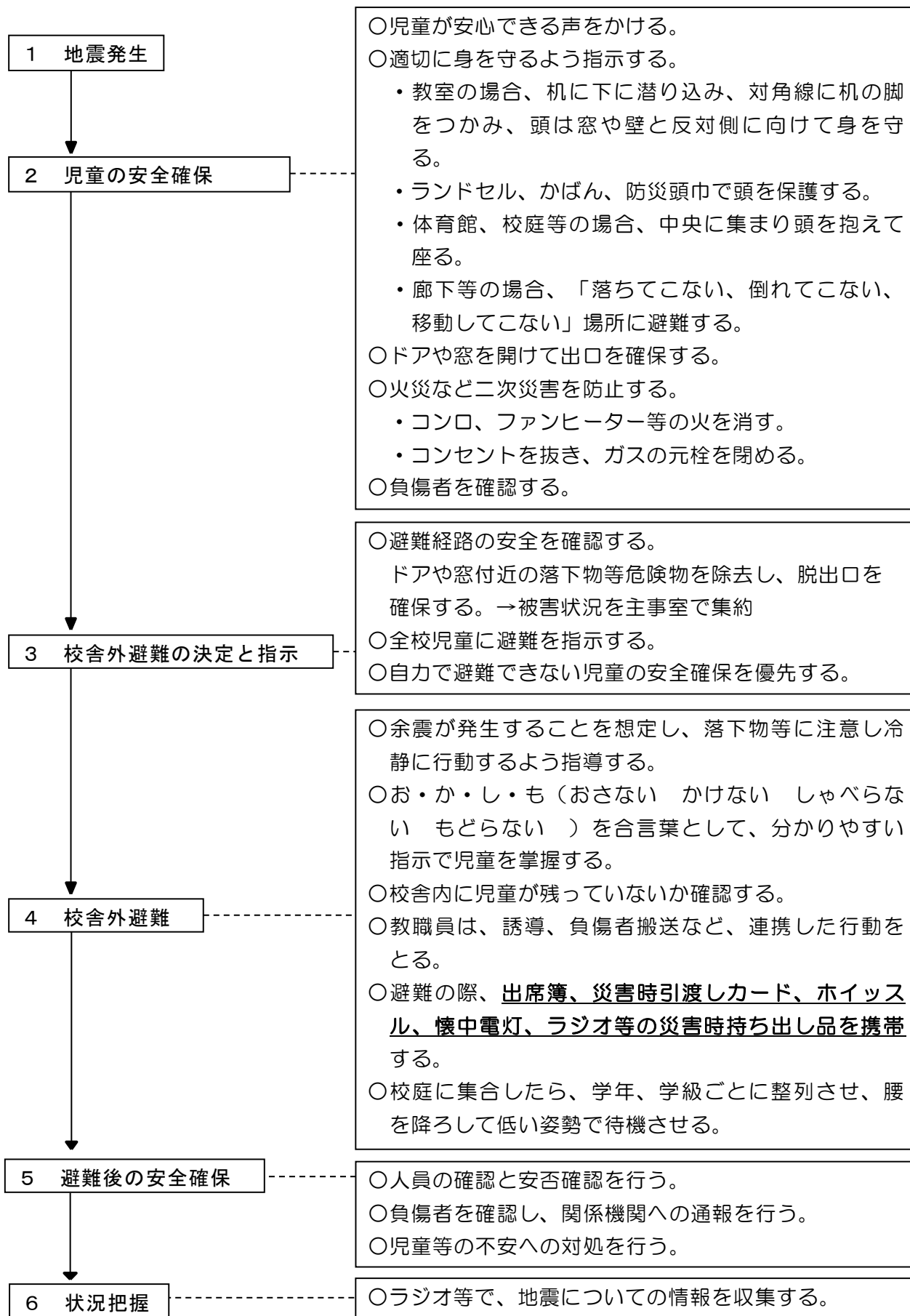
学校の現状（令和8年4月1日現在）

児童数 556 人	教職員数 38 人
-----------	-----------

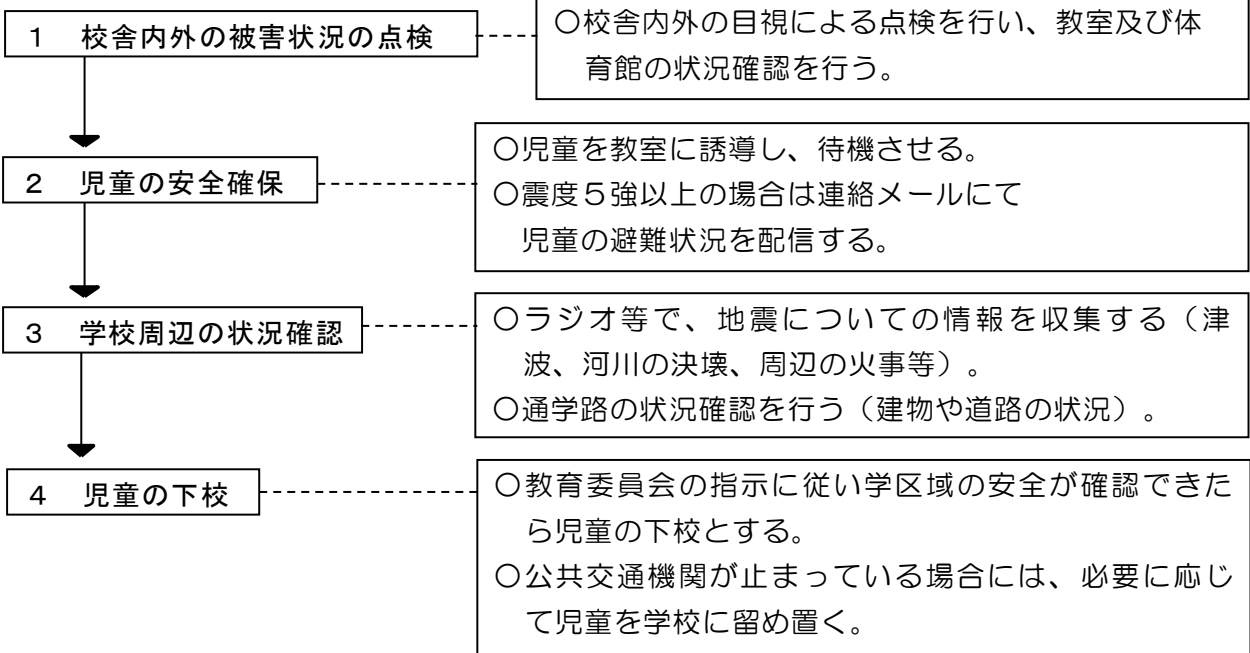
学校の立地環境

- 学校の立地
 - ・海拔 - 2 m（江戸川区ハザードマップにより河川の氾濫による浸水区域）
 - ・交通 校舎の東側に 旧千葉街道
校舎の西側に 京葉道路
校舎の南東側徒歩 15 分のところに都営新宿線東大島駅
校舎の北西側徒歩 20 分のところに JR 総武線平井駅
 - ・公園 校舎から東 500m先に大島小松川公園がある
校舎から北 140m先に小松川たんぼぼ公園がある
- 自然的環境
 - ・校舎の南 300mに旧中川が広がっている
 - ・校舎の北 800mに荒川が流れている
- 社会的環境
 - ・学区全体的が集合住宅地である

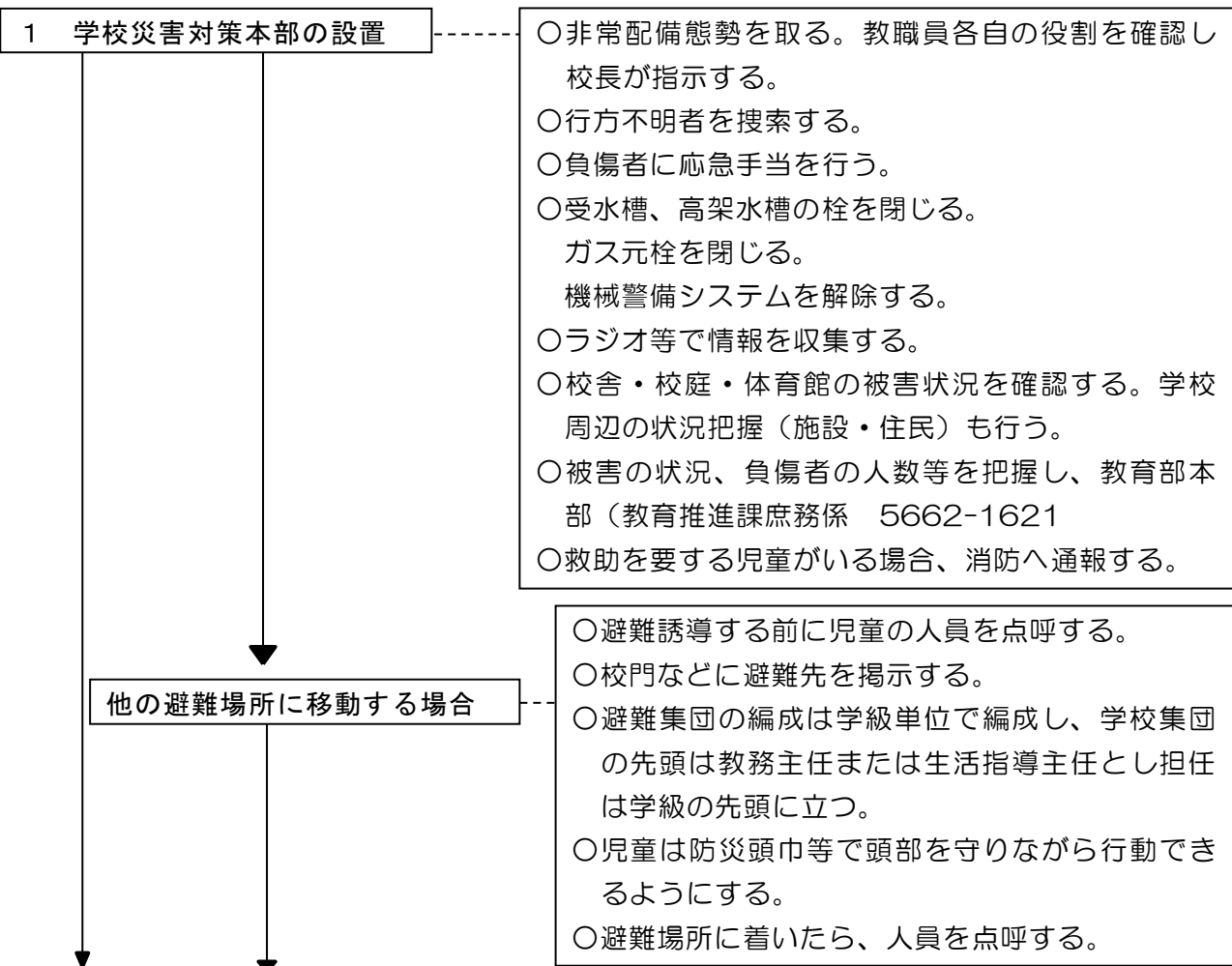
4 教職員在校時に発災した場合の対応

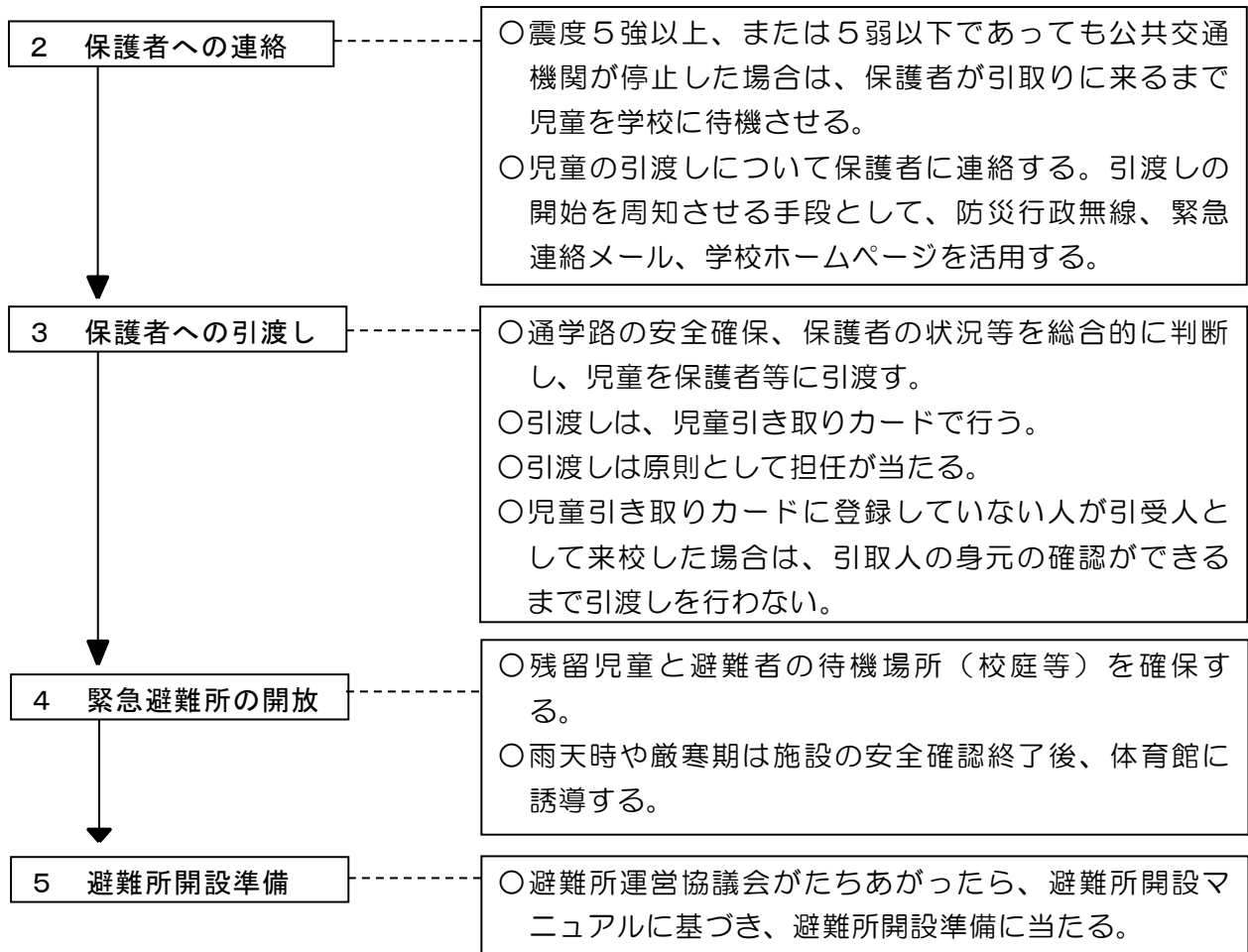


ア：震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合

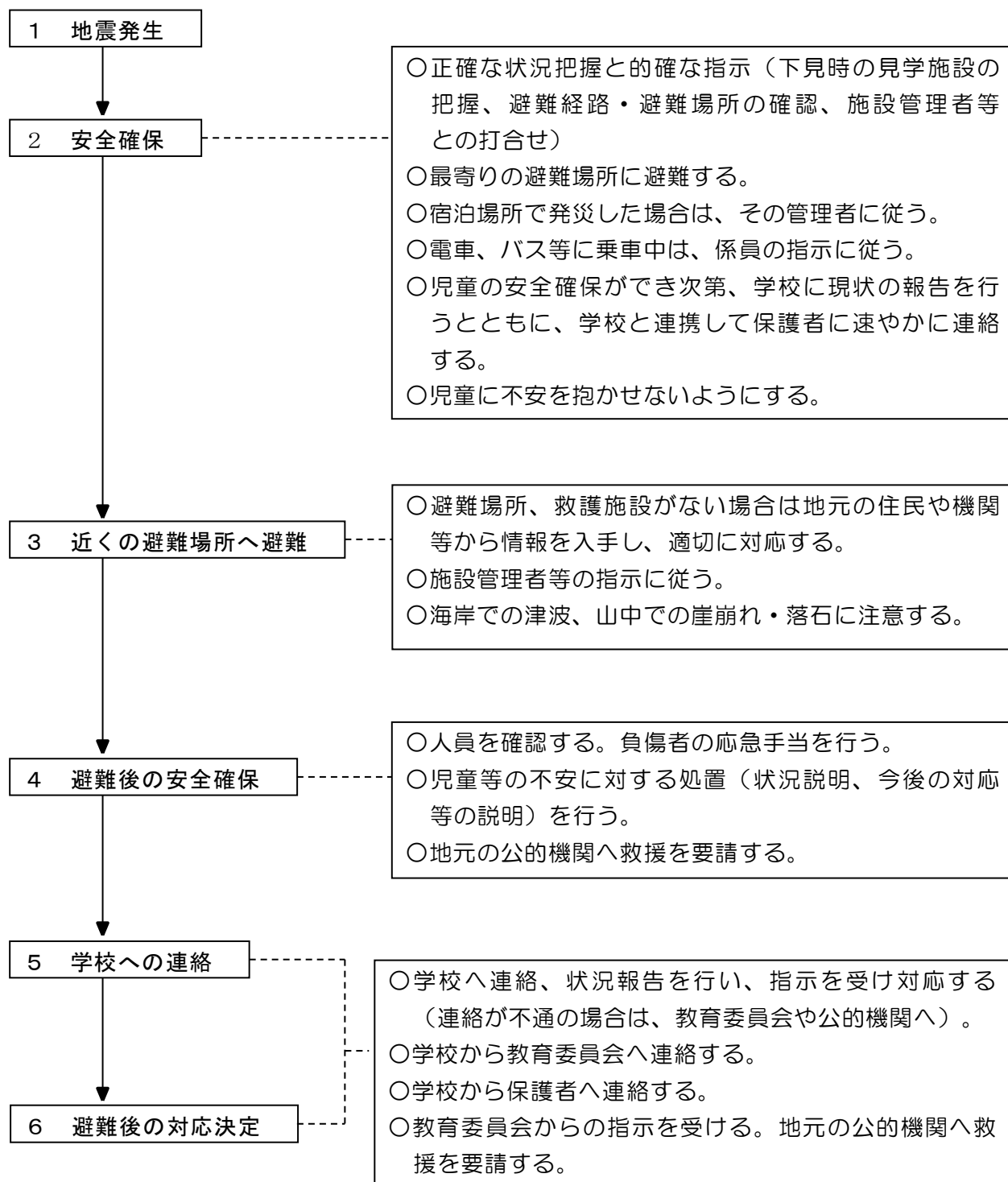


イ：震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合

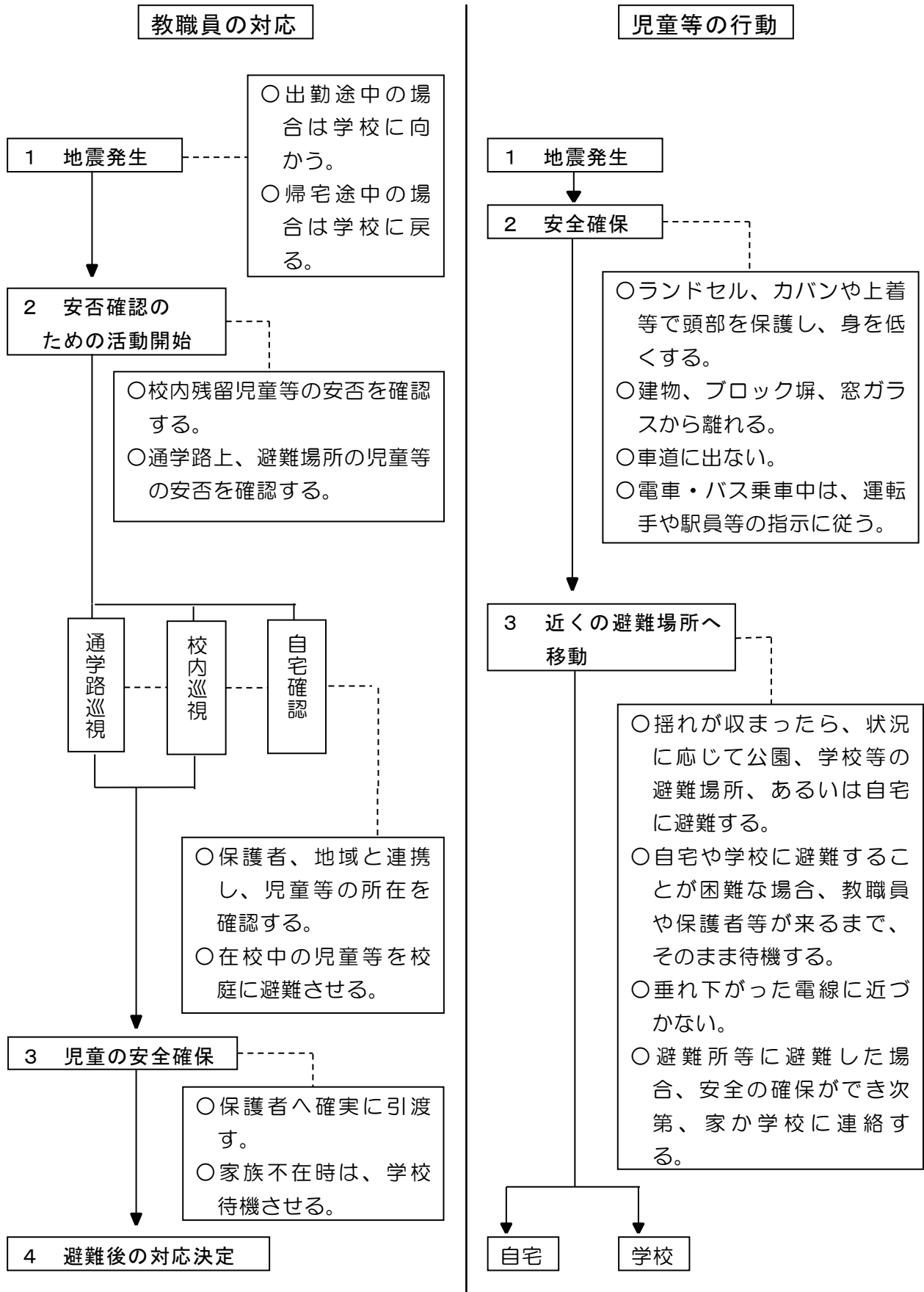




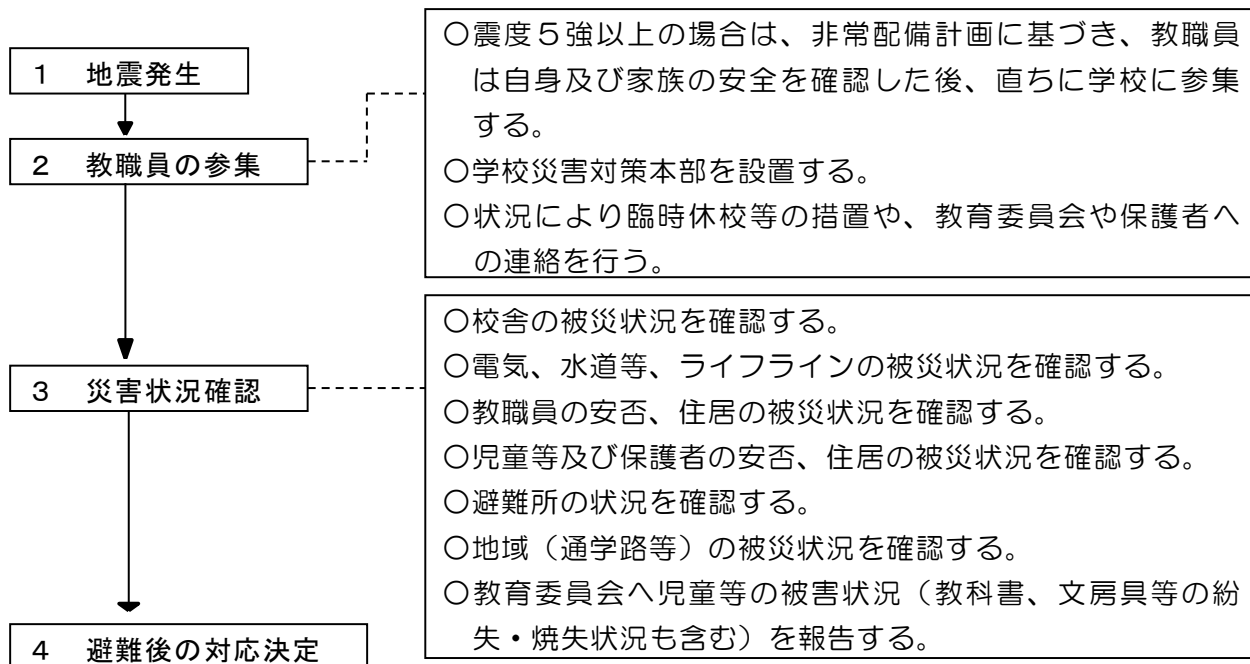
5 校外活動中に発災した場合の対応



6 児童の登下校時に発災した場合の対応



7 教職員在校時間外の対応



8 学校教職員非常配備計画

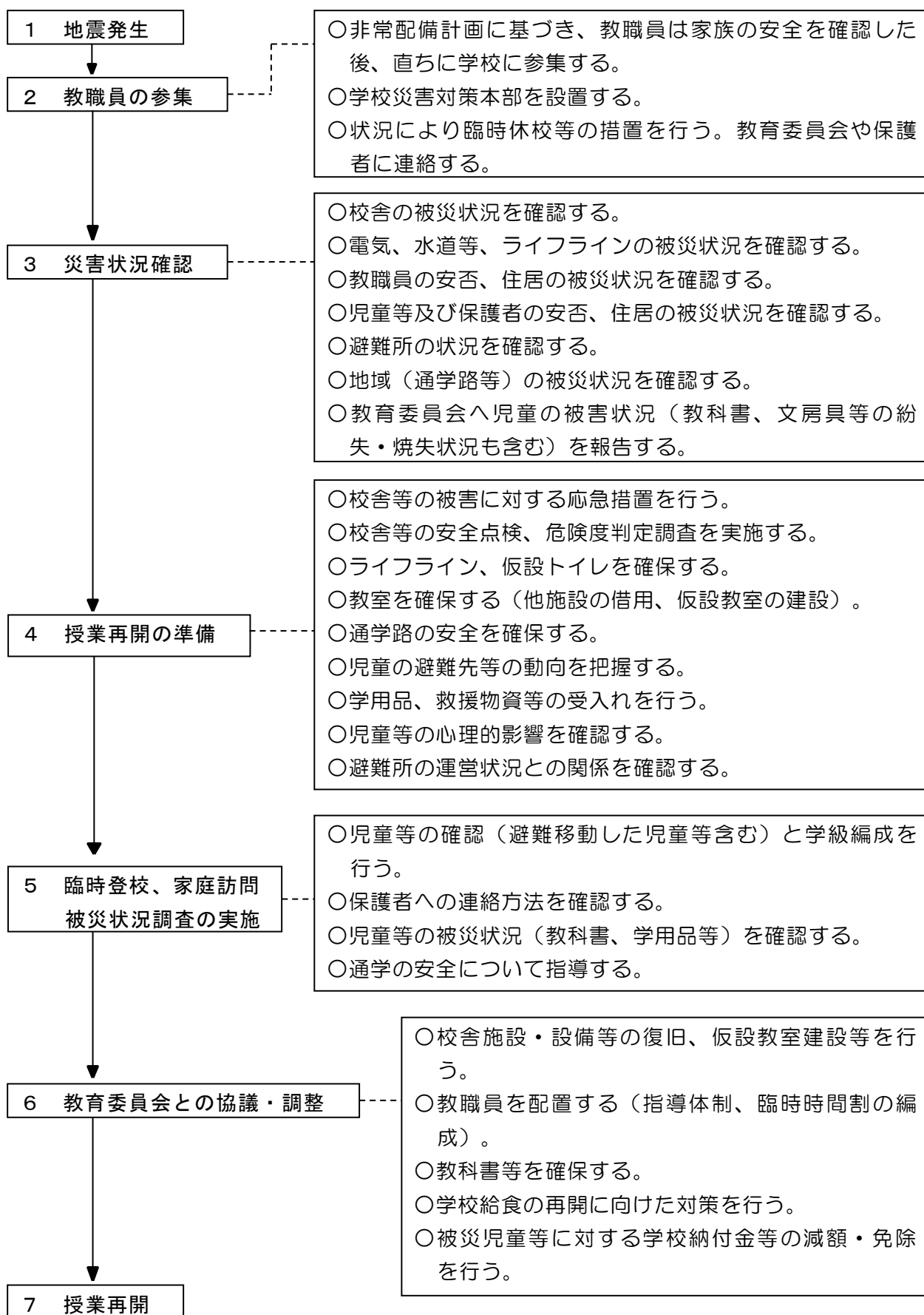
時間の流れ →

地震	勤務時間内 発災	非常配備態勢	平常時の 態勢
	勤務時間外 発災		

震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

- ◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行
 - [1] 児童・職員の安否確認及び保護者への引渡し
 - ① 在校する児童の安全確保
 - ② 外出している児童の安全確保
 - ③ 教職員の安全確保
 - ④ 保護者への引渡し連絡
 - [2] 被害状況の確認
 - ① 受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
 - ② 建物および施設周辺の状況確認
 - ③ ガス、電気等ライフラインの状況確認
- ◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力
 避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照

9 授業再開に向けた対応マニュアル



10 警戒宣言発令時の対応

A-⑦

1 注意情報発令時の対応

- (1) 教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
- (2) 学校は、授業を学級活動・学級活動に切り替え、児童に注意情報が発令された旨を伝える。校外班ごとに集団で下校する。
- (3) 地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

2 警戒宣言が発せられた場合の措置

(1) 在校時

- ア 授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。
- イ 児童は校内で保護する。

(2) 校外活動時

- ア 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。
- イ 校長は、情報を保護者に連絡する。
- ウ 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。
- エ 日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。
- オ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。
- カ 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

(3) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- ア 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、児童は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。
※特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

(4) その他の対策

- ア 飲料水、食糧、毛布等を児童のために準備する。
- イ 児童に対して、今後の対応を指示、説明する。
- ウ 保護した児童の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

(5) 警戒解除宣言の情報収集

学校は警戒解除宣言の情報を区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

11 主要連絡先一覧

(1) 公的機関

教育指導課	5662-1634
小松川警察署	3674-0110
江戸川消防署 小松川出張所	3638-0119
緊急時 警察	110
消防	119

(2) 医療機関

機関	電話	住所	備考
中川医院	3684-2534	小松川3-75-3	内科校医
平井徳久眼科	3683-2721	平井4-7-16徳久ビル2F	眼科校医
敷井耳鼻咽喉科クリニック	5676-4787	南葛西6-5-14	耳鼻科校医
佐藤歯科医院	3681-1600	小松川4-60藤コーポ1F	歯科校医
十字堂薬局	3685-5811	小松川2-4-5-107	学校薬剤師
その他の医療機関			
松江病院	3652-3121	親和クリニック	3684-7150
京葉病院	3654-8211	西外科胃腸科クリニック	3682-3756
東京臨海病院	5606-8811	都立墨東病院	3633-6151
東京心臓不整脈病院	3683-2301	一盛病院	3637-0050
城東社会保険病院	3685-1431	緑子どもクリニック	6912-4150

③学区内避難所

項目	施設名	電話番号
一次避難所	江戸川区立小松川第二小学校	3681-4319
地域拠点	小松川事務所	3683-5181
食品等集積地	小松川区民館	3683-5249
緊急医療救護所	小松川健康サポートセンター	3683-5531

12 留意事項

1 平常時

- (1) 出席簿に在籍数を記入し常備しておく。
- (2) 毎日、午前 8 時 45 分までに「健康観察表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。養護教諭は、すみやかに管理職に報告する。

■授業中（教員が指導しているとき）… 教員は児童に適切な指示を与え、避難させる。

2 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。」ことを指示する。
- (3) 児童を廊下に出し、2 列に並ばせる。

3 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。
- (2) 階段を降りるときは、上の階の学級が内側、下の階の学級が外側を歩く。（待たせない）

4 人員確認

- (1) 校舎を背にして、学級ごとに出席番号順に並ばせる。
- (2) 担任が点呼を行い、その場に座らせる。
- (3) 担任は、確認票に不在児童の数と名前を書いて副校長に報告する。

「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり（〇〇が不明）」

* 「欠席」とは、その時点での不在児童のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）

<避難完了>

- (4) 担任が学級につく。

■休み時間等（教員が指導していないとき）…児童は自主的に判断して、避難を行う。

5 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。
- (3) 校庭で遊んでいる場合は、その場に静かに腰を下ろし教員の指示や聞く。

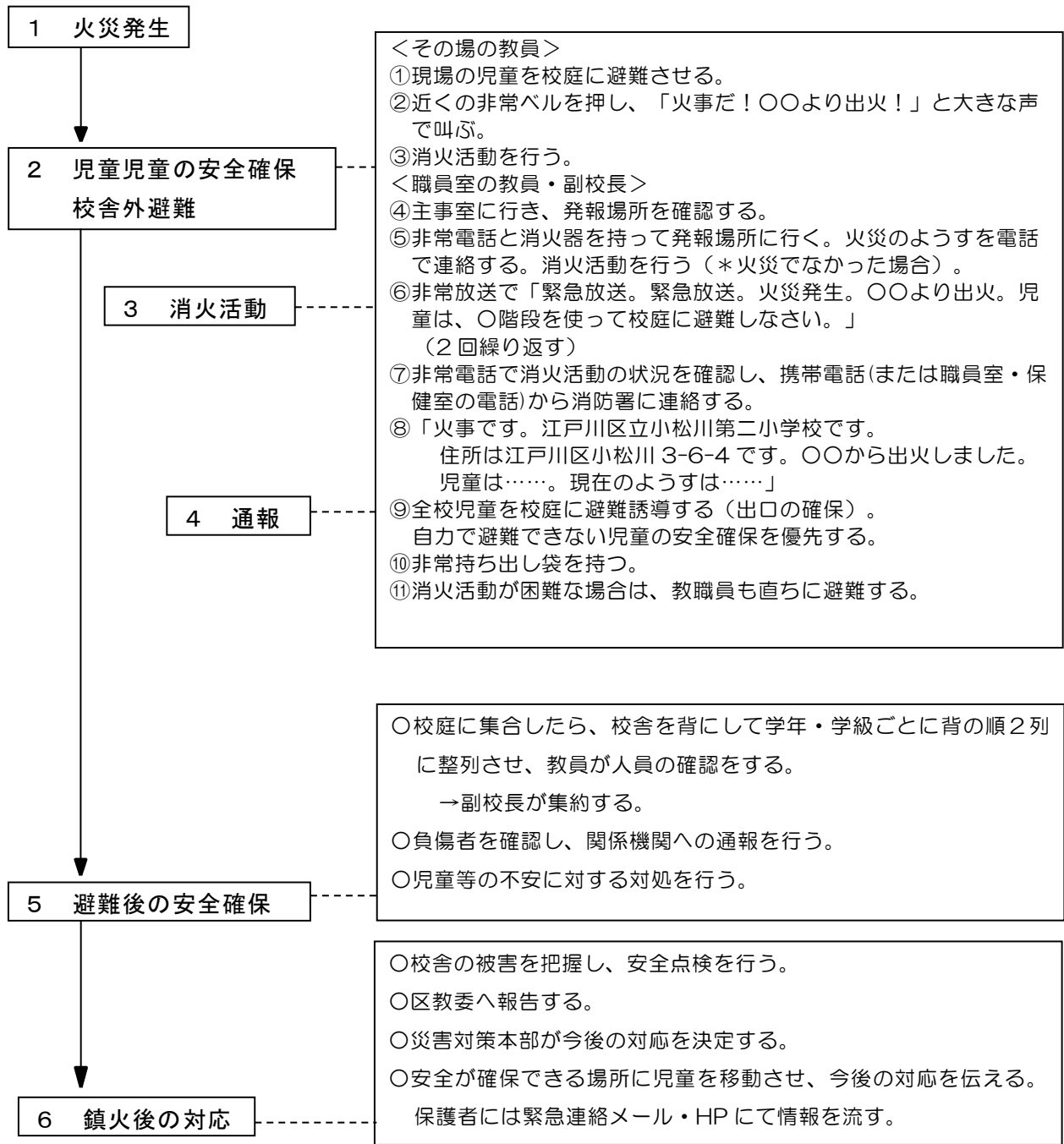
6 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通過して移動する。

7 人員確認

- (1) 校舎を背にして、学級ごとに背の順 2 列に並び。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。

火災発生時の基本的対応



* 火災でなかった場合

非常ベルが間違っって押された場合には、
用務職員室の操作手順書により復旧作業を行う。

留意事項

1 平常時

- (1) 出席簿に在籍数を記入し常備しておく。
- (2) 毎日、午前 8 時 45 分までに「健康観察表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。養護教諭は、すみやかに管理職に報告する。

■授業中（教員が指導している時）… 教員は児童に適切な指示を与え、避難させる。

2 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞く。出火場所を聞き取り、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。」ことを指示する。
- (3) 児童を廊下に出し、2 列に並ばせる。

3 避難中

- (1) ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。
- (2) 階段を降りるときは、上の階の学級が内側、下の階の学級が外側を歩く。（待たせない）
- (3) 最後の学級が避難したら、担当者が防火扉を閉める。

4 人員確認

- (1) 校舎を背にして(火を見せない)、学級ごとに出席番号順に並ばせる。
* 少人数指導の場合も学級ごとに並ばせる。
- (2) 担任が、児童の肩を叩いて点呼を行い、その場にしゃがませる。
- (3) 担任は、確認票に不在児童の数と名前を書いて副校長に報告する。

「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり（〇〇が不明）」

* 「欠席」とは

、その時点での不在児童のこと。（欠席・早退・遅刻・停止を含む）

<避難完了>

- (4) 担任が学級につく。

■休み時間等（教員が指導していない時）… 児童は自主的に判断して、避難を行う。

5 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞く。出火場所を聞き取り、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。
- (3) 校庭で遊んでいる場合は、その場に静かにしゃがんで指示や教員を聞く。

6 避難中

- (1) ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通して移動する。

7 人員確認

- (1) 校舎を背にして、学級ごとに背の順 2 列に並ぶ。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。

不審者

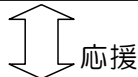
<発見者>

- 大きな声を出し、近くの職員に応援を依頼するとともに、校長・副校長への連絡を依頼する。
- 児童の安全を確保（避難・誘導・応急処置）する。
- 不審者へ対応（現場近くの複数人で対応）する。



負傷者
応急手当

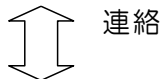
<近くの職員>



- ※ 校長、副校長への連絡と
負傷者がある場合、養護教諭への連絡
- 大きな声を出し、非常ベルを鳴らす 笛を強く吹く
- 児童の安全確保（避難・誘導・応急処置）
- 防火扉等を利用し、不審者と児童を遮断する

養護教諭
※医療機関へ
連絡付き添い

警察署



職員室・事務室

- 侵入場所へ駆けつける（複数の職員）
- 非常通報装置を押す（学校 110 番）
- 非常放送（児童の避難・誘導指示）
 - 現場の情報収集を行う
- ※養護教諭への連絡 ※医療機関への連絡
- ※警察への連絡 ※教育委員会への連絡

校長・副校長
在職員室教員
事務職員



避難場所
体育館、
校庭、
その他
校長が指示
する場所

非常放送による指示

各教室の対応（児童の安全確保）

- 非常放送に従い、避難する。
- 場合によっては校外へ 2 次避難をする。
- 児童の避難・誘導（学級担任・教科担任）

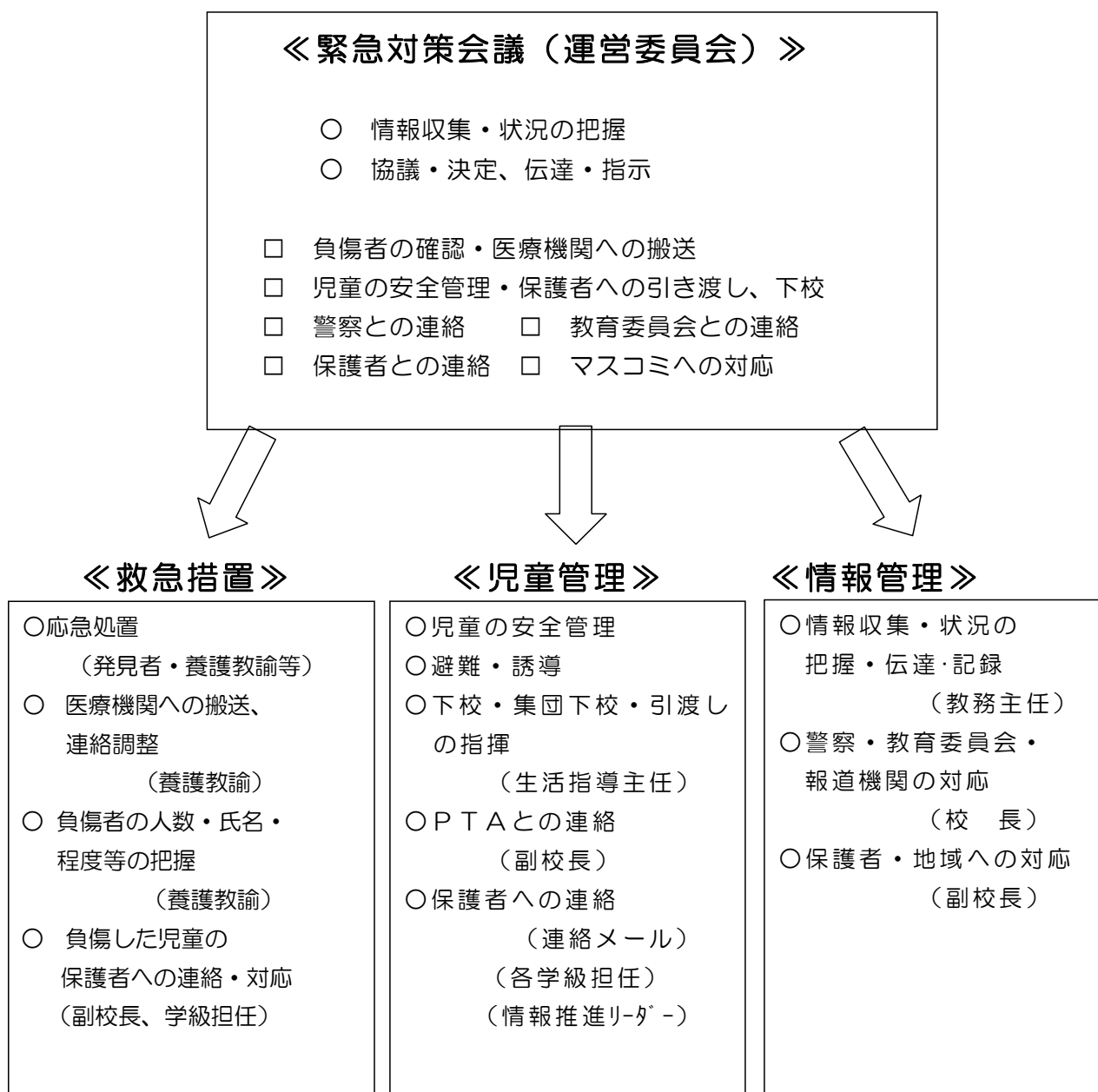
教育委員会
・対応指示
・応援

※警察署への通報

通常は、小松川警察署 3674-0110 に電話連絡を行う。
状況により非常通報装置（学校 110 番）を運用するが運用に当たっては校長が判断する。



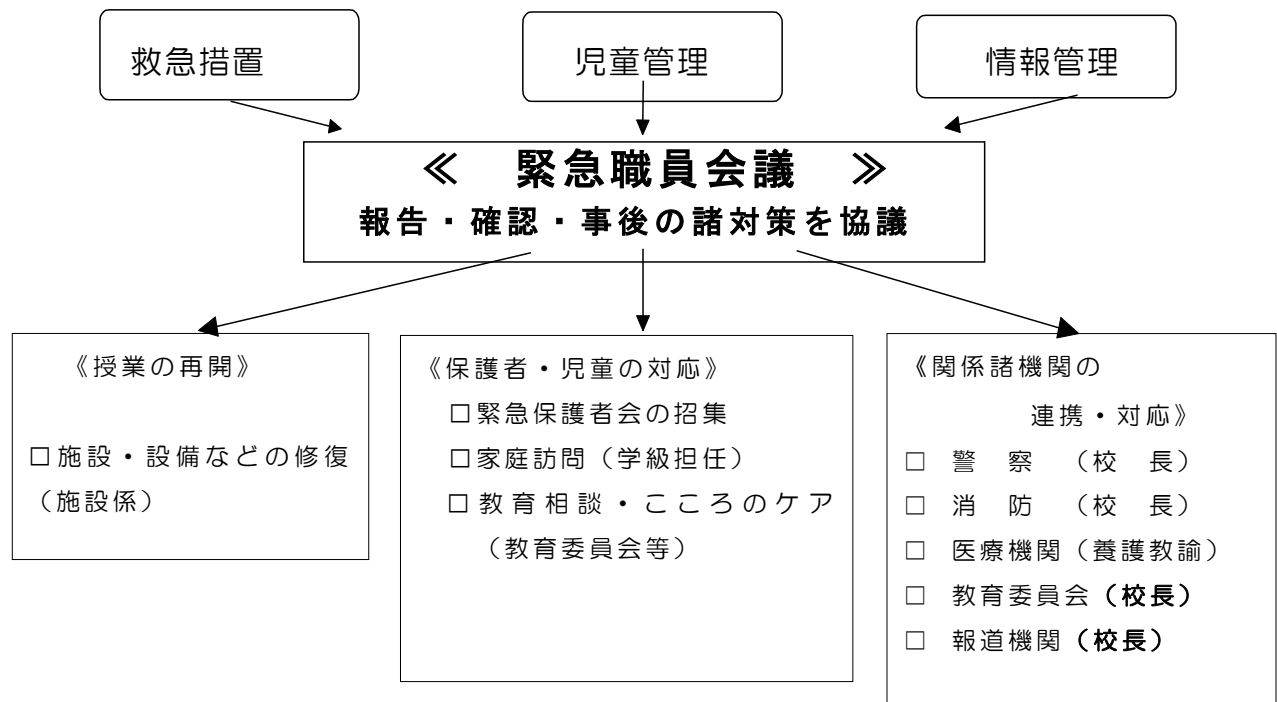
第二次（事件直後の対応）



※ 上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。

また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておくものとする。

第3次（事件後の対応・措置）



4 児童の避難誘導

C-②

1 教職員の誘導體制	
副校長（又は主幹）	非常放送（避難場所の指示）
各学級担任・授業担当者	児童の誘導、安全確保
授業のない教員	校内残留児童の確認・誘導
2 発見時間及び場所による避難誘導	
授 業 中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認し、直ちに児童を安全な場所へ避難・誘導する。
休 み 時 間	原則として、 学級担任又は次の授業を受け持つ授業担当者 は、非常放送により事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、児童の避難・誘導にあたる。

5 教職員等の主な役割

C-③

※発見者・・・大きな声を出し、近くの職員に応援を求め、複数人で対応する。

児童の安全確保、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

係	担 当	主 な 役 割
総指揮	校 長	対応方針の決定、校内の総括・指揮、教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等
通報連絡	副校長	非常放送（避難指示）、関係機関、保護者・PTA等への対応、校外からの連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等
	教務主任	情報収集、状況の把握・記録伝達（副校長を補佐）、緊急保護者会の企画
避難誘導	生活指導主任	児童の避難誘導及び人員確認、安全確保、下校や集団下校・引渡しの指揮、状況説明と動揺を防ぐための全校集会の企画
	学級担任	児童の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、学級の児童の不安や動揺の解消等
	学年主任	担任への助言、担任不在の学級への援助体制の指示
防 御	各学年で役割分担	不審者への対応、施設設備の修復、担任不在の学級への援助、児童の安全確保
救 護	養護教諭	応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添健康状態の把握、心のケア

6 その他の対応〈緊急時の連絡体制〉

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、随時、状況を教育委員会教育指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、児童の早期下校や休校等について決定し、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、誠心誠意をもって対応する。

緊急通報マニュアル

1 警察を要請する場合（不審者等）

「110」または「3674-0110（小松警察署）」

「不審者が侵入しています。」

「江戸川区立小松川第二小学校です。」

「住所は 江戸川区小松川3-6-4 です」

「電話番号は、03-3681-4319」

「目標物は、さくらホール横です。」

「状況は〇〇〇、不審者の状況は〇〇〇、

刃物等は〇〇〇、けが人は〇名、

2 救急車を要請する場合

「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立小松川第二小学校です。」

「住所は 江戸川区小松川 3-6-4 です。」

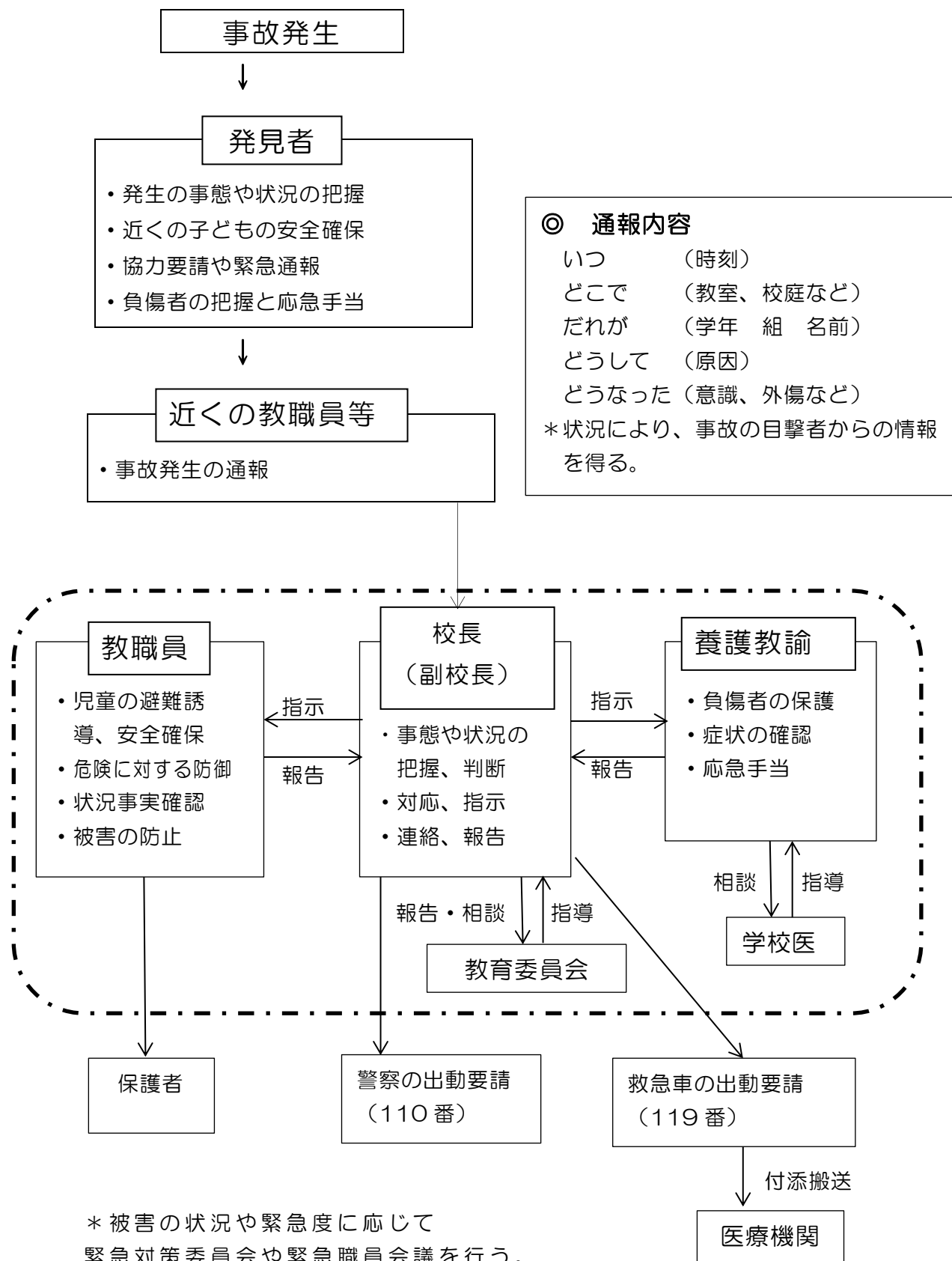
「電話番号は、03-3681-4319 です。」

「けが人(病人)は○年生、男子(女子)○名」

「症状、けがの状態は○○○」

職員玄関側の門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。

事故現場での対応



事故発生時の係分担

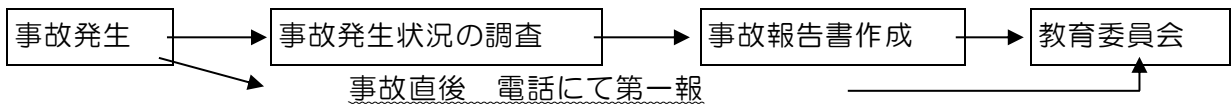
D-②

係	担当	内容
総指揮	校長	<ul style="list-style-type: none">・ 事態や状況の把握、判断・ 副校長、教職員、養護教諭等への指示・ 防御、避難誘導の指示
通報連絡	副校長 教務主任	<ul style="list-style-type: none">・ 救急車の出動要請・ 警察の出動要請・ 保護者への連絡・ 教育委員会への報告・ 報道機関との対応・ 記録
避難誘導	担任 担任	<ul style="list-style-type: none">・ 避難場所への誘導・ 避難場所での安全確保
防 御	専科	<ul style="list-style-type: none">・ 暴力の抑止と被害の防止
救護活動	養護教諭	<ul style="list-style-type: none">・ 負傷者の保護・ 症状の確認・ 応急手当・ 健康状態の把握・ 心のケア

事故発生後の報告と事後処理

D-③

(1) 教育委員会への報告 事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



(2) 日本スポーツ振興センター申請手続き

- ・ 重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。記録は正確にとり長期にわたって保存する。

(3) 記録の管理

- ・ 事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・ 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4) 一般児童への指導

- ・ 一般児童が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・ 事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- ・ 安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5) 対外折衝

- ・ 無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

(6) 保護者への説明

- ・ 重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。

「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立小松川第二小学校です。」

「住所は 江戸川区小松川 3-6-4 です。」

「電話番号は、03-3681-4319 です。」

「けが人(病人)は○年生、男子(女子)○名」

「症状、けがの状態は○○○」

職員玄関側の門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認してから対処しましょう。最初の措置が肝心です。

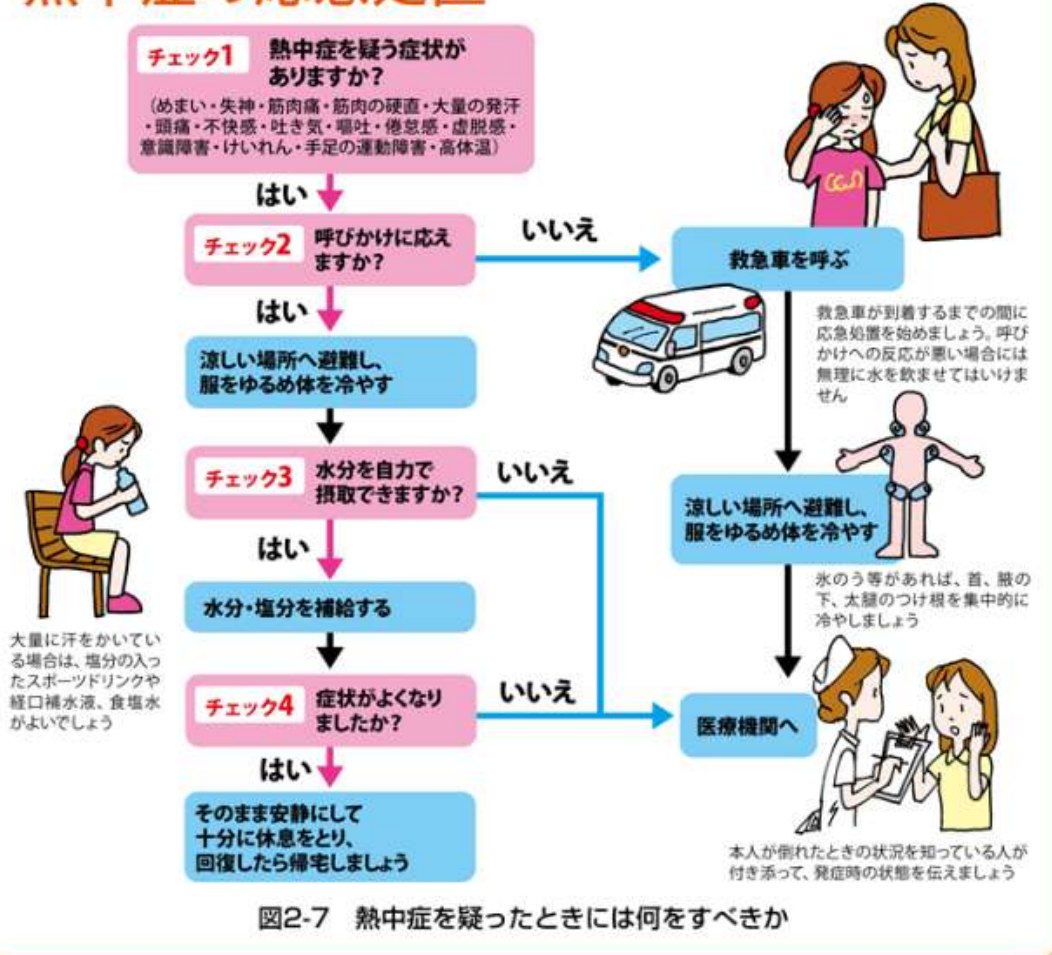


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか

熱中症の未然防止のための運動に関する指針

E-②

(1) 屋外における運動を伴う教育活動の中止【運動は原則禁止】

- ① 環境省の熱中症警戒アラートが東京都に対して発表された場合
 - ② 暑さ指数（WBGT）が観測地点江戸川臨海で危険（31以上）と発表された場合
- 上記の①、②の両方が発表された場合は、屋外の運動を伴う教育活動はすべて中止とする（休み時間の外遊び・水泳指導も含む）。

(2) 屋外における運動を伴う教育活動の一部中止【厳重警戒（激しい運動は中止）】

- ① 環境省の熱中症警戒アラートが東京都に対して発表された場合
 - ② 暑さ指数（WBGT）が観測地点江戸川臨海で厳重警戒（28以上31未満）と発表された場合
- 上記の①、②の両方が発表されている場合、屋外で運動を伴う教育活動は一部中止する。
- ・ 激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は中止する。
 - ・ 水泳指導、休み時間での軽い遊びなどに関しては、日陰で積極的に休憩をとり適宜、水分補給を行いながらの実施を可とする。

(3) 十分に配慮しながら屋外における運動を伴う教育活の実施【警戒（積極的に休憩）】

- ① 環境省の熱中症警戒アラートが東京都に対して発表された場合
 - ② 暑さ指数（WBGT）が観測地点江戸川臨海で警戒（25以上28未満）と発表された場合
- 上記の①、②の両方が発表されている場合、屋外で運動を伴う教育活動を行う際は、日陰等で積極的に休憩をとり適宜、水分補給を行いながら実施す